

**藤元議員** それでは、3点について質問させていただきます。最初に住民のみなさんからの行政に対する要望、意見、苦情等の取り扱いについてお伺いします。町長は、立候補にあたっての挨拶の中でも、また、議会における所信でも、「牟岐町に住んで良かった」と思ってもらえる、そして、生まれ育った「ふるさと牟岐」へ帰って来てもらえるようなまちづくりを目指すと繰り返し述べてまいりました。そのことについては誰も望むことであり、誰もがそのような牟岐町になることを願っています。ただそれは、行政だけがいくら頑張っても実現できるものではありません。何といたっても住民の皆さんの協力と立ち上がりが必要です。そのためにも、住民のみなさんが、行政に対し信頼を寄せていただくよう不断の努力を続けていくことが大切であります。牟岐町に住むある方が、ネット上で牟岐町の行政を批判しています。詳しくは言いませんが、その内容は、行政にあることで相談に行ったのですが、行政からは調査をしますとの回答でしたが、その後、待てども待てども返事がなかったということでした。この種の苦情は以前に私も何度か聞いたことがありますし、おそらく、4月に行われた選挙戦の中でも、行政に対するこのような苦情や要望、意見等、有権者の方々から町長はもちろんですが、議員のみなさんもいろいろ聞かれたと思います。確かに、住民のみなさんからの声の中には、すぐに解決できるものもあるでしょうけれども、行政では対処できないもの、やりたくても財政上のことでやれないこと、一定の時間を要するものなどさまざま、直ちに住民のみなさんの声に応えられないことも多いのではないかと思います。しかし、行政にはこの声を大事にしていきたいと思うのです。住民のみなさんは、心の中でいろいろ思っている、よっぽどのことでない限り直接役場に電話したり、訪問して町長に訴えるなどということはないことが多いからであります。したがって、役場に直接あがってくる住民のみなさんの声の後ろには大勢の住民のみなさんの声があるという認識が行政には必要であります。住民のみなさんの声に真摯に応えることが住民のみなさんの行政に対する信頼を高め、それが町長が目指すまちづくり、住民のみなさんの望むまちづくりに少しでもつながるとの観点から具体的に質問をさせていただきます。住民のみなさんからの行政に対する声というのは、直接町長に届く場合もあるとは思いますが、大抵の場合は、関係する課の職員や課長に届けられることが多いと思います。その声は、軽微なことを除き、少なくとも課の職員全体が、その声の情報を共有し、課全体の課題と認識しておくことが大切であります。また、課長・職員も職場を異動することがあります。うまく後任者に伝えられていけばいいのですが、それがされなければ住民のみなさんの声は、そこで消えてしまうということになり、行政不信を生むということにつながっていきます。そうならないためにも、その声を記録に残しておくということが大事になってまいります。そこで伺いますが、そのような住民のみなさんの声を記録したも

のは残しているでしょうか、なければ是非整備して欲しいと思いますし、あるのであれば昨年度は何件あったのかを最初にお伺いします。次に先程も述べたように、住民のみなさんからの声には、行政ではできないこと、財政上のことでやりたくてもできないこと、時間がかかることなどさまざまだと思います。ただ、できないことはできない、できることはできる。時間のかかることはその旨の返事等々、聞きっぱなしにしないでしっかり返事を返していくことが信頼を得るためにも大切だと思います。ただ行政も、時間的に多忙なこともありますし、連絡しようにも相手方と連絡が取れない場合もあり、先程紹介した事例のようなことになるのかと思いますが、とにかく住民のみなさんの声への返答は確実にしていくことが大事であります。実態はどのようなことになっているのかお伺いし、次の質問に移ります。次に牟岐町事務決裁規定には、世論の聴取、その他要望事項の処理は副町長の専決事項と記されていますが、せめて、課長クラス間は、住民のみなさんからの苦情や要望などの情報は共有しておく必要があると思いますが、そのような仕組みがあるのかどうかをお伺いし、次の質問に移ります。2問目に移ります。ごみ焼却場の建て替えと、今後のごみ処理についてお伺いします。建て替えの件について現町長は、町長選立候補にあたっての挨拶の中でも「みなさん方と相談して良い方向を決めたい」との趣旨の発言を繰り返してきました。それは当然のことではありますが、大事なのは、他町との話し合いにあたっての町長の基本的な姿勢であります。造るときには、賛成・反対の運動がある中で、「次は、よそに造るから」と地権者を説得して重い決断をさせ、現在の焼却場が建設されました。そして、2006年（平成18年）には当時の海部郡6町長により「次は、牟岐町以外の所に造る」との合意文書も存在します。また、操業後20年余りの間、高濃度のダイオキシンを放出し、その被害調査、健康調査もされていません。このような経過からすれば、他町から、今度は私の町でやりますとの提案が自らあってもいい筈だと思いますが、いまだにダンマリを決め込んだままであります。他町の態度は、可燃ごみの85%、殆どは牟岐町以外の物だというのに、ごみは出すけれども自分の所で焼くのは嫌だと言っているのと同じではありませんか。住民のみなさんから、この際、原点に返って自らのごみは自ら処分するよう各町で処分を考えたらどうかという意見が出るのもうなずけます。前町長は、今までの経過を無視して、「現地での建て替えが経費が安くて早くできる」と当たり前のように主張していましたが、事情を知るものとしては、この方針については納得できるものではありませんでした。そして、こんなことを理由として現地での建て替えがされるということになれば、数十年後の建て替えのときも同じで、牟岐町の現地でのごみ焼却が永遠に続くこととなります。また、そんなことがまかり通るなら、行政の約束したことは信用したらいけませんよということを行行政自らが証明することとなります。ごみ処理を

今後も共同でやるというなら、焼却場の位置については、各町順番制にするのが妥当だと考えます。そこでお伺いします。他町の代表の方と十分な議論をすることは当然であります。牟岐町の町長としては、今までの経過を踏まえれば、他町での建て替えをもとめるのは当然だと思いますが、その考えがあるかどうか最初にお伺いします。次に、この建て替えの件については、本議会でも何度となく議論されてまいりましたが、残念ながら今後のごみ処理についての議論は殆どされていません。焼却場が建設されれば、その後数十年操業を続けることとなりますので、新たな焼却場建設にあたっては数十年先を見越したごみ処理についての議論が必要だと考えます。高度成長時代、大量生産、大量消費ということで、出たごみは、どんどん焼却したり埋設するということがありました。しかし、地球的規模の環境汚染・温暖化の問題、最終処理場の場所の問題、資源の枯渇の問題等々から、できるだけごみは燃やさず、ごみをごみとしないで再資源化しようとする考えから、さまざまな法整備が行われてまいりました。このごみをごみとしないで再資源化しようという流れは世界的流れになりつつあり、この流れは止めることはできないと思います。本町におきましても他の2町とともに衛生処理事務組合づくり、ごみの焼却とともに、ごみの削減、資源の再利用に力を尽くしてまいりました。しかし、環境省が出している「一般廃棄物処理実態調査結果」によりますと、牟岐町は、1日1人当たり1kg以上のごみを排出している県下でも数少ない自治体になっています。2014年(平成26年)の資料によりますと、1,046gで県下では4番目に排出量が多い自治体ということになります。以前にも申し上げたこともありますが、ごみリサイクル率も県下最低クラスであります。また、同じく衛生処理事務組合を構成している美波町、海陽町においても、同じような傾向が続いています。そこでお伺いします。先程も申し上げたように、新たな焼却場を造るにあたっては、今後どのようなごみ処理をするのかの議論が前提になると思いますが、そのことについて組合議会の中で検討されているのか、検討したとすればどのような議論がされているのかお伺いし、次の質問に移ります。次に先の質問の中でも述べましたが、ごみの減量、資源化は世界の流れであり、本町も、このことについて真剣に検討しなければなりません。牟岐町は、ごみの減量についての関心が薄いのでしょうか。直ちに効果が出る方法として県下の自治体のほとんどが実施している家庭用ごみ処理機購入にあたっての助成をしていません。可燃ごみの30%は生ごみだと言われていいますので、設置が普及すればかなりの効果が期待できます。2015年の調査では、県下24市町村のうち助成していないのは牟岐町を含め4市町村とわずかになっています。この際、助成を検討すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。最後の質問に移ります。庁舎内でのパワハラ対策についてお伺いします。本年5月29日、パワハラ規制法が成立しました。ただ、規制法と言って

も新たな法律ができたということではなしに、男女雇用機会均等法、育児・休業法など5本の関係法令の関係部分の一部改正が行われたということであり、事業主に防止するための取り組みを義務化していますが、禁止規定や罰則規定がないためその実効性が懸念されています。ただ、法律があるなしにかかわらず、また、民間、公共にかかわらず、職場にパワハラがあってはならないのであって、役場においてもその防止策を整えておく必要があると考えます。厚生労働省によると、職場のパワーハラスメントとは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義され、パワハラを6類型しています。その①は、暴行・傷害などの身体的な攻撃。②脅迫・名誉棄損・侮辱。ひどい暴言などの精神的な攻撃。③隔離・仲間外し、無視などの人間関係からの切り離し。④業務上、明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害。⑤業務上合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命ずることや仕事を与えないこと。⑥私的なことに過度に立ち入ることなどとしています。今回、不十分ながらパワハラに対する規制が強化された背景には、厚生労働省の労働局に寄せられたパワハラを含む「いじめ・嫌がらせ」の相談が非常に多くなっているということがあります。新聞報道によりますと、2002年度は約7千件でしたが、2017年はその10倍の約7万2千件にまで増えてきているのだそうです。子どもの学校でのいじめだけではなく、大人の職場で、パワハラによるいじめが増えていることに対しては、本当に情けないし、目を覆いたくなる報道もあります。執拗なパワハラによりうつ病を発症し、自殺に追い込まれるケースも増えているようです。そこでお伺いします。人生を無茶苦茶にし、自殺まで追い込むのがパワハラです。牟岐町役場内でそんなことがあってはなりません。どのような対策を講じているのか、また、講じようとしているのかお伺いし、質問を終わります。

休憩宣告            10時50分

再開宣告            11時10分

一山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。答弁で枅富町長。

(枅富町長 登壇)

**枅富町長** 藤元議員のご質問にお答えします。議員のご質問の中で住民からの行政に対する要望、意見、苦情等の取り扱いについてと、庁舎内のパワハラ対策については副町長から答弁させていただき、ごみ焼却場の建て替えと今後のごみ処理についての基本姿勢と分別の強化は私から、生ごみ処理機の助成は住民福祉課長から答弁させていただきます。よろしく申し上げます。基本姿勢としまして、海部郡衛生処理事務組合の改築につきましては、平成の町村合併前の海部郡6町のときに取り交わしています、海部郡6町長申し合わせ書、また、牟岐町議会でごみ焼却施設の牟岐町での改築に反対し他町に移転を求める決議がありますので、尊重しながら協議していきたいと考えています。ごみ処理方法の見直し、分別の強化については10品目ぐらいのリサイクルの分別収集から以後、平成28年1月に海部郡衛生処理事務組合一般廃棄物処理基本計画の中で、分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分で現在のごみ分別形態は、基本的に従来から継続して行っているものであり、当面はこの形態を維持していくのが法令等の改定により新たな分別区分等が必要になった場合には分別収集区分を見直すものとするがあります。最近では蛍光灯や電池も分別になりましたので、その都度検討しているようです。新たなごみ処理場建設にあたり、海部郡3町の施設でありますので、牟岐町だけで決められるものではありませんが、分別の強化、生ごみの別処理等に関しましては、海部郡衛生処理事務組合の全員協議会で協議していきたいと思っております。以上です。よろしく申し上げます。

**一山議長** 大森副町長。

(大森副町長 登壇)

**大森副町長** 私からは、町民からの要望・意見・苦情等の取り扱いについてと、庁舎内のパワハラ対策についてをお答えしたいと思います。まず行政に対する要望・意見・苦情等の取り扱いですが、町民からの要望・意見・苦情等については、その内容により担当課で処理することが基本となります。要望や苦情等については、すぐに対応できるものから調査や検討が必要なもの、また、役場だけでは対応が困難なものや、専門的な相談が必要なものなど多岐にわたりますので、その内容により各課で対応方法や処理について検討しています。記録につきましては部落会や各団体などからの要望や意見等につきましては記録していますが、個人としての要望等については、その都度対応できるものや、記録の必要性の低いものなどがありますので、全て記録しているものではありませんが、重要な案件や、処理が困難である案件などについては記録して対応しています。ちな

みに平成30年度の個人などからの要望や苦情等について記録してあります件数につきましては、各課を集約しますと約140件余りとなっています。その中で特に多いのは建設関係で110件余りとなっています。要望や苦情等の返答につきましては、できるかぎり早急に対応することが基本であり、早急に対応するよう心がけていますが、調査や検討が必要で、すぐに対応できない案件等もありますので、返答が遅くなることもあります。なお、重要な案件や職員が共有しなければならない事案につきましては、毎週開催している課長会におきまして報告し協議しています。また、職員全員が共有すべき事項については、庁舎内のメール等によって全職員に連絡しています。議員ご指摘のとおり、住民が信頼できる行政運営を行うことは当たり前のことですが、大切なことでもあると認識しています。庁舎内のパワハラ対策ですが、現在ハラスメント対策については、各企業等においても重要な事項として取り組みが進められています。役場におけるパワハラを含めたハラスメント対策については、平成19年に「牟岐町苦情処理委員会設置要綱」を制定し、副町長をトップに職場におけるハラスメントに関わる苦情を処理し、職場の就業環境の維持、向上を図るとしてしています。また「職場ハラスメント相談員要領」に基づき現在総務課職員2名が相談員に任命されています。また、平成27年に整備しました「特定事業主行動計画」の中に職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取り組みとして「セクハラやパワハラの防止のための意識啓発を図る」としてしています。今後も町の労働安全衛生委員会などを含めハラスメント対策についての意識高揚を図っていく予定です。なお、過去3年間におけるパワハラの相談等はありませんでした。以上です。

一山議長 海部住民福祉課長。

(海部住民福祉課長 登壇)

海部住民福祉課長 家庭用生ごみ処理機についてお答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、現在、牟岐町では生ごみ処理機等の助成は実施していませんが、平成7年度から13年度にかけて町内購入希望者に生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入の助成は実施していました。購入時にまとめて発注していたため、平成7年度は牟岐農業協同組合長を補助事業の代表者として、平成8年度以降は牟岐町生ごみ減量対策会議を立ち上げ、こちらの代表者は当時の

保健衛生課長名で補助をしていた経緯があります。11年度までの補助内容は、生ごみ処理容器、商品名、コンポスターですが、販売価格7,140円につき町補助金4,140円、個人負担3千円で生ごみ処理機につきましては、販売価格49,560円、町補助金29,560円、個人負担2万円でありました。その後は補助金2分の1までの上限3万円まで補助しており、生ごみ処理容器の購入補助総数は200機、生ごみ処理機は240機で合計440機の助成をしています。当時、購入希望者に助成が達成したため、現在は助成を行っていません。ただ、ごみ処理が問題視され、深刻化されています今日においては、常日頃の生ごみ処理問題についても考えなければなりません。ご質問の生ごみ処理機、また、生ごみ処理容器の購入助成については、議員ご指摘のとおり、ごみ処理減量化にもつながることですので、今後、他市町村を参考にし、検討させていただきます。以上です。

一山議長 藤元議員。

藤元議員 ごみ処理場の建て替えの件については、今までの経過を考慮して、そういう方向でやっているということですので、もちろん他町との話し合いがあるわけですが、まずは今までの経過を考慮した態度で臨んでいただきたいと思います。このことはお願いしておきます。それから、処理については当面それでやっていくという話しがありましたけども、先程も申し上げましたように、一度造ると数十年焼却場についても稼働するわけですので、ごみ処理についても数十年先を見越した計画が必要だと、分別についても、当面それでいくという話しでしたが、現時点でも分別については海部郡の場合はもの凄く緩いと、他町から来た方は、「何で牟岐はこんなのでいけるのか」という話しをしているので、確かに分別を強化すると労力もかかりますし、お年寄りのところなんかは大変だと思うのですが、ある程度時間はかかりますけど慣れというのがあります

ので、さっき言ったように地球温暖化とか環境汚染とかいう問題がありまして、ますますそういう資源の有効利用というようなことを考えていかなければいけない時代ですので、もちろん、3町との話し合いということになると思うのですが、これはやっぱり厳しく強化する方向で考えていかなければならないのではないかというふうに思います。どこでするかということについては、町民の皆さんの大きな関心事だし、3町の代表者の方もそのことには頭には置いていると思うのですが、このごみ処理についてあまり協議されてきていなかったと思うので、どこの場所にするかということと併せて同時にその問題は大事だと思えますので、協議の強化をお願いしたいと思います。それから、苦情とか要望に対する対応ですが、重要な件についてという話がありましたけど、それは行政の側が判断していることで、重要なという、住民からすると、役場に電話するとか、直接行ってお話しするということは、非常に勇気がいると言いますか、そう簡単には行けない、だけでも行って話しているわけですから、そういう人にとっては非常に重要なことなのです。行政側が勝手にこれは重要だ、重要でないという判断をするのではなくて、住民の方が来られたら素直に記録に残していくと、そして確実に対応をしていくという姿勢が必要なのではないかというふうに思いますので、もう少し行政の言うことも分かりますけども、住民から言えばそうなので、勝手に行政の方で重要だとか重要でないという判断でなしに、住民からの声は正確に記録をしていただいて、確実に対応していただきたい。これは非常に大事なことなのです。町民の側から言うと、勇気を出して役場に行ったけど返事さえないということになってしまうので、そうすると行政不信につながっていくので、それは是非、今までそういう対応をされてきたと思うのですが、そういうことも踏まえて、さらに厳しく対応していただきたいということをお願いしておきます。それから、処理機他町を参考にしたいという話がありましたけど、先程も質問の中で言いましたけども、牟岐町の場合は、非常に1人当たりのごみ



の排出量が多い。しかもリサイクル率も低いと、県下で最低クラスですので、そういう意識を高めていく上でも、現実にごみを減らしていく上でも、他町はだいたい2分の1控除で限度額3万円のところが多いのです。是非、これは先程も言いましたように24市町村の中で2015年現在ですけど、4市町村がやっていない。その中に牟岐も入っているわけですから、これは是非考えていただきたいということをお願いして質問を終わります。